

# 埼玉の夜明け

巻号 41  
第1号  
通算127号

団地会  
区委員  
埼玉区  
リキ委  
キ東社  
日本社

## 鳩山首相から菅内閣へ

### — 憲法政治はなお道遠し —

「政教分離の会」事務局長 西川 重則



1

鳩山首相が一年も経たないうちに退陣することができたという想像することができたでしょう。しかし、それが政治の世界の現実であることを知らされました。鳩山首相が友愛政治の実現を主張し、いのちを大切に政治を實踐することを強調した時、多くの国会議員が万来の拍手で応答し

た時、私は傍聴者のひとりとして新しい時代の到来を期待し、その実現を心から望んだものでした。

一方、私は鳩山首相を中心とする僚が力を合わせて、戦後政治を総括し、新しい時代にふさわしい政治が実現するかどうかについて、百パーセント信頼することができるとについては、いくつかの問題があることを指摘しなければならぬ。

菅直人新政権が発足（二〇一〇・六・八）したことから、鳩山由紀夫前政権についてくわしく述べることにはしないが、菅直人首相の発言からわかるように、根本的には、鳩山首相が退陣する時に言われたこと、すなわち「日米、日中、

日韓の関係をしっかりとやってほしい」その他について言われたことを引き継いでいくと発言しました。菅首相の言葉によれば、「鳩山内閣と同じ民主党内閣であるから、共通した方向性をもつ」ということでした。

菅首相が衆院本会議で第九十四代首相に指名されたのは、二〇一〇年六月四日（金）のことでした。右の発言は、新首相に指名された直後の記者会見の時の発言である。

菅首相が、鳩山前首相から言われたことを重視して、鳩山内閣と同じ民主党内閣であるから、共通した方向性をもつという意味を理解していただくために、鳩山前首相が民主党代表選に立候補を表明した時の憲法改正についての発言を知る必要がある。憲法問題では代表選で争う菅直人代表も驚きを禁じ得なかったと言われている、鳩山発言の要旨は次の通りである（一九九九年・九・二（木）、「朝日新聞」）。

（「代表選の争点は」と問われて）中長期的には憲法の論議だ。今すぐに憲法改正することには国民が納得しないが、着ているものが古くなった時に、もつと堂々と憲法論議するのは国会議

員のつとめだ。九条も含めて改正の論議をして鳩山の憲法観を打ち出したい（八月二十五日）。

憲法は改正すべきだ。しっかりと論争する。それで最後に（党が）割れるというなら仕方ない（八月二十九日）。

憲法は前文も含めて見直す必要があり、九条も国民に向けて堂々と論議すべきだと思つて（八月三十一日）。

以上は、一九九九年の時の鳩山由紀夫氏の憲法観の要旨だが、首相時代と本質的には変つていない。しかし、首相在任中の鳩山発言は、次の通りである。鳩山内閣は、民主党・社民党・国民新党から成る三党連立内閣であり、当然のことながら、三党連立内閣の憲法上の制約上、次のように発言せざるを得なかった。

二〇一〇年一月二〇日、参院代表質問の時、尾辻秀久自民党議員による「憲法改正は視野に入れていいのか」との発言に対する答弁である。

「政治家である以上、一人一人が『憲法かくあるべし』との考えを持つのは当然だ。今は私の考え方を申し上げる時ではない。在任中に考えるべきものとも思つていない。首相の立場では、

重い憲法尊重、擁護義務が課せられている」（二〇一〇・一・二一（木）、「東京新聞」）。

三党連立内閣の政策合意の一〇に憲法の内容が記されている。非常に重要な憲法改正ができない内容であり、特筆に値するので採録して置きたい。

「唯一の被爆国として、日本国憲法の『平和主義』をはじめ『国民主権』『基本的人権の尊重』の三原則の遵守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる」。

2

民主党のマニフェスト（二〇〇九・七・二七）だけならば、「国民の自由闊達な憲法論議を」という見出しであり、憲法改正が可能なら内容となつていふことを考える時、三党合意の憲法観を明記して発足した三党連立内閣にあって、憲法改正よりも日本国憲法そのものを重視して、私が主張している憲法政治の実践を主張している三党合意であり、その約束を無視できないことを、鳩山首相（当時）が答弁したと言えよう。

問題は、菅首相の憲法観についてであるが、率直に言つて、今ま

で、鳩山氏のように、はつきり憲法について表明してはならないように思われる。だから評価できると思われるのではなく、私の国会傍聴の経験から言えば、いわゆるリアリスト、現実主義者であると言われる菅氏は、新首相となつて、直ちに重大な諸問題に直面し、数々の発言がなされておき、それらを通して見えてくるのは、鳩山首相と同じように、民主党内閣として鳩山内閣と同じ方向性を持つてお

り、その通り実践してはばからぬ立場であると言つてよい。つまり、『日本国憲法第七三条(内閣の職務)第六項を無視した政治を行つて恥じない現状である。第六項は、「この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること」と明記されているが、その趣旨は、憲法が最高法規であること(第九八条第一項)を銘記し、その憲法に基づいて法律を適用する。そのために政令が必要な

ら政令を制定するというところであるが、菅首相も憲法に基づかない法律であつても、あるいは法律ではないが、合意レベルであつても、本来の憲法観、法律観になじまない場合においても政治的な利害関係を優先して事を運ぶ政治姿勢を墨守する。以下、例を挙げてみよう。菅首相となる直前の五月二八日、鳩山内閣は、沖縄の県民の意思を無視して、「日米共同声明」に合

### 主張

「一事不再議」最近、よく耳にする言葉である。議案の二重審議等を回避すること等、国会の議事運営の円滑の為によく使われる言葉である。しかし、この「一事不再議」が昨今乱用されて、寧ろ会議制の崩壊が起きつつあることは残念なことである。

去る三月二二日に行われた埼玉地区総会、次いで五月二六日、二七日に行われた関東教区総会、いずれに於いても「一事不再議」との意見が寄せられた。何れの場合も苦しい「逃げ口上」に使われていた。「一事不再議」とはその会議の会期中に決議された議案に適用されるものである。会議会期中における議案の審議中の逃げに、あるいは議案上程に際しての逃げに使われるものではない。

結果、埼玉地区総会では議事進行が乱れに乱れ「時間切れ審議未了廃案」との議長「逃げ口上」が宣言され、悲憤に耐え得ない信徒議員の怒号が渦巻いた。教区総会では議員提案の議案の上程の際に

意し、一方的に「キャンペーン・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を」確認した。右の「日米共同声明」の背景にあるのは、「日米同盟を深化させてまいります」(鳩山首相の所信表明演説、二〇〇九・一〇・二六)をそのまま継承する菅首相の「日米同盟を外交の基軸」(所信表明演説、二〇一〇・六・一一)と同じ方向性を如実に反映している。

取材班」による『新聞と「昭和」、三二六頁、参照、二〇一〇年六月三〇日、初版発行)。私は、はだかの国会傍聴から、そうした「熟議なき民主主義」の実態を何度も傍聴席から見ている。しかし、そのような議決が認められ、今日に至っている。強行採決であれば、何であれ、悪しき数の論理で可決・成立とされ、憲法違反の悪法が「成立」とされている。

議案整理委員会より「一事不再議」により議案を取り上げない旨、宣告があつた。議場は騒然となり採決され九八対一〇二で議案の上程は決まり、議案整理委員会の主張は斥けられた。恐らく、教区では前代未聞のことであろう。しかし、その議案審議は僅か一〇分も無い会議終了間際の時間帯に押し込まられて「時間切れ審議未了廃案」が宣言され幕と

なつた。一〇二名の心が踏みにじられた。「一事不再議」「審議未了廃案」を上手く使い分け、自分達に耳痛い議案を切り捨てる愛の無い議事進行。会議制に求められるべき「真実の証し」「真理の追究」とは凡そほど遠い。ここにおいては、「埼玉の夜明け」はまだ来ていない。

ところで、狭山事件裁判での証拠の開示がようやく決定したことは嬉しい限りである。永い間「真実の証し」が為されなのままにきた。「一事不再議」ならぬ「一事不再理」等とされてはならない。

しかし、右の「合意声明」は沖縄の普天間飛行場の移設問題の政治的な解決策に過ぎない問題ではなく、日本国憲法第九条の本質に違反するものであり、日米安保条約発効(一九五二・四・二八)、新日米安保条約採決(一九六〇・五・二〇)は日本国憲法第九条違反であると言ふべきである。

より、はつきり言えば、一九六〇年五月二九日、自民党が衆院で審議を打ち切り、強行し、警官隊を導入し、二〇日の深夜、午前〇時六分、新安保条約を自民党単独で強行採決したものである。

自民党でもその事実を一部の議員しか知らなかった。石橋湛山や三木武夫ら二七名が本会議を欠席したことはむしろ当然のことだった(『朝日新聞「検証・昭和報道」

新しい時代が来たと考え、期待を持つている主権者・有権者が多いと思われるが、法案の成立過程は現実には何も変わっていない。民主党政権になって、強行採決は一〇種を下らないはずである。したがって、菅首相、菅内閣になつたから、憲法尊重擁護義務を果し、憲法政治が実践されているとは到底考えられない。憲法の拡大解釈が日常的に行われ、類似の憲法違反がくり返されると言つてよい。明文改憲を主張する政党にあつて、菅首相の対応に注目したい。

## 書評

『リンゴが  
教えてくれたこと』

北鴻集集會 岡村 紀子  
日本経済新聞出版社

『リンゴが教えてくれたこと』の著者木村秋則さんはリンゴの産地青森県でリンゴ栽培を中心とした農業に従事。年間一三回の農薬散布で家族が健康を害したことをきっかけに七八年無農薬、無肥料栽培を模索、リンゴ畑は長い間、病気と虫にさいなまれ、葉は落ち、花は咲かず、無残な姿を晒していた。毎日虫との闘い。村の人からは「あほ」「出て行け」と罵声を浴び、村八分にされた。無収入のため冬は北海道、東京と出稼ぎ、夜は地元のキャバレーでアルバイト。それでも諦めず、あらゆる手立てを尽くしたが、答えはなかった。六年目方策尽きて、死ぬつもりで岩木山に登る。そこでヒントを得る。自然のままの立派な木、その土の匂い、バクテリアや菌がしっかりと生きている匂い。害虫もいない。雑草で地面はふかふか暖かく柔らかい土、無数の生物が活動している。自分

の嫡との違いを自然が教えてくれた。すべて自然環境の中で生かされていくことを。畑の野草を刈るのを止めると、葉が落ちなくなる。木の下に大豆を植えた。大豆の根粒菌により窒素が痩せた土地に養分として沁み渡る。この年初めて二個のリンゴが実り、翌年何と花が満開になった。八百本のリンゴの木が実をつけた。著者は米、野菜にも自然栽培を展開する。「私の体に米一粒、リンゴ一個も実らせることはできない。私達はただリンゴの木や稲が生活しやすい環境を作っているだけ」と語る。有機米と自然栽培米を比較実験すると、有機米は腐り、自然栽培米は変化せず、有機農業が安心ではない理由を述べている。肥料、農薬を使う農地は河川を汚し、一〇年後には砂漠化すると言う。窒素、燐酸、カリが無くて山の木は茂っていない。自然は人間が考える以上にバランスがとれている。農薬投与がなければ害虫も発生しない。人間は土の生態系を壊している。著者は現在無農薬、無肥料の自然栽培を全国、海外に広めるため農業指導している。自然の営みの中で生かされている私達が健やかに生きるために無農薬、無肥料の自然栽培は身近な問題だと思ふ。

狭山事件の再審を求め  
る市民集会参加報告

和戸教会 後藤 龍男

去る五月二日(水)午後二時から日比谷野外音楽堂で開催されました。主催者挨拶に続き弁護士団中山武敏主任弁護士からの報告、石川一雄さん夫妻から「いまこそ事実調べ・再審開始を」の訴えがあり、集雲アピールの後、銀座通りを常盤橋公園に向かってデモ行進を行い、道行く人々に狭山事件を訴えました。第三次再審請求で昨年

一二月に行われた三者(弁護士、裁判長、検察官)協議において、当時の門野博裁判長から検察官にたいして八名の証拠を開示するよう勧告行いました。その時検察官側は今年五月中旬までに何らかの対応をするとの姿勢を示しました。岳門野裁判長の後任として新たに東京高裁第四刑事部に就任した岡田雄一裁判長のもと約束の五月中旬、

第三回の三者協議の場で検察官側が証拠開示に応じてくるのが注目される中での、熱気あふれる市民集会でした。石川一雄さんは実に四七年にわたり冤罪を晴らすために闘ってきました。検察官が隠し持つ証拠が開示されれば石川一雄さんの無実が明らかとなります。狭山事件(部落差別による)は

足利事件、布川事件、志布志事件、

水見事件などと同じ冤罪事件です。五月一四日付けA新聞に「『自白』テープ開示、検察側、高裁勧告受け狭山事件」との見出しで記事が載っていました。次回は九月に四回目の三者協議がもたれるとのことですが、九月を待たず一刻も早い再審開始が求められます。再審開始を要請するハガキを送るなどの取り組みが必要であると思ふます。

## 復刻版第四集仕上がる

一冊・五〇〇円

編集委員 浅子 和夫

「埼玉の夜明け」は十年ごとにとめて復刻版を発行しています。が、今回は二〇〇〇〜二〇一〇年分が収められています。

社会委員会は主に「平和と天皇制問題」、「部落差別と人権問題」、「環境問題」が取り上げられているので、これらに関した色々な記事を多くの方々に書いていただいています。

特に今回の特徴としては「憲法改正問題」が大きな問題になってきているので、それに関係した記事が多く取り上げられました。又、「教団の罪責告白」、「裁判員制度」、「核燃サイクル」のことが取り上げられ参考になったことと思います。「埼玉の夜明け」は地区通信と共

に一年に三回発行されていますが、皆さん保存されているでしょうか。ともすると紛失しがちです。その点、合本になっていると、必要に応じて直ぐに取り出せ便利です。

さて、この復刻版第四集の仕上がりですが、大宮教会での「八・一五集会」には受付のところに持参できると思ふます。

各教会・伝道所には今回も一冊ずつ無償で配布されますが、個人向けには一冊五〇〇円で配布させていただきます。

この冊子発行に際しては、多くの経費をかけられない状況です、できるだけ経費削減を願って、多くのところを手づくり作業で行い二〇〇部を作りました。復刻版第三集までは一〇〇〇円でしたが今回は五〇〇円と比較的安く仕上がりましたので是非お買い求めくださるようお願いいたします。

そして各教会・伝道所におかれましては学習会等でおおいに活用していただければ、とても良い教材になると思ふます。

## ※参考

これまでの復刻版第一集〜三集も各教会に配布されていますので合わせてご利用ください。

- 第一集(一九七〇〜一九八〇年)
- 第二集(一九八〇〜一九九〇年)
- 第三集(一九九〇〜二〇〇〇年)

### 活動方針

社会委員長 柳下 仁

二一世紀に入って早くも一〇年、経済の世界的不調から落ち着かない思いの日々です。ようやく政権交代実現とほのかな希望を持って見ていましたが、鳩山政権も、沖縄の人々の意見を無視した米軍基地移設問題から辞職となりました。次の政権はどういう動きをするのか、その視線は国内に向かっているのか、アメリカに向かうのか、私たちはじっと見張っていないければなりません。(六月十日現在)

内外のさまざまな問題山積の中、今年度の社会委員会もスタートしました。最初の委員会で、どうい活動を目指すべきか、自由、話し合いました。

もっとも大切なこととして、平和を尊重し、戦争のできる国を作ること、反対する、宗教の自由を守ること、人々の人権を尊重すること、これらのために憲法改悪に断固反対することなどです。

今年度の主な集会は、八月の「八・一五集会」と来年二月の「二・一一集会」です。いずれも大宮教会を会場に、熱心な活動を展開しておられる牧師お二人に講演を依頼しています。「大切なことであるけれども、その時間問題になっ

ていなければ、つい忘れてしまいがちなことに注意を喚起してください」とお願いしました。

環境問題講演会は、これまで非常に集まりが悪く、委員会としてもなかなか力及ばない感がありましたので、今年度は独立した会を見送ることにしました。現在、各教会でも地区でも、社会全体と同様、高齢化、少子化が最大の悩みとして語られています。今年度のアーモンドの会が、「老いと孤独を支えてー共に生きるー」として講演会を予定しているので、私たちが悩みを共にする者として、その会に協賛することにしました。

私どもの活動をご理解頂き、各集會にご参加くださるようお願いいたします。

なお、六月初旬、東京の各地を会場に、第十一回部落解放全国会議が教団部落解放センター主催で開催されるので、社会委員はなるべく多数出席して共に学ぶことにしています。

### 社会委員会報告

(二〇〇九年度)

● 信教の自由と平和を求める二一集会  
二月十一日(木・祝) 午前十時～十二時(埼玉和光教会)  
講師 谷 大二司教  
演題 「憲法九条と二〇条は車の両輪」  
参加者(二七七名)

(二〇一〇年度)

● 第一回社会委員会  
四月二十九日(木) 午前十時～十二時一〇分(和戸教会)  
出席者六名 欠席者三名  
奨励 柳下 仁牧師  
(議事)

- 一、組織について
- 二、委員会開催日程
- 三、活動計画について

● 委員及び組織について

- 委員長 柳下 仁(北川辺)
- 書記 熊谷雅晴(西川口)
- 会計 後藤龍男(和戸)
- 委員 浅子 和夫(和戸)

- 岡村紀子(北鴻巣集會)
- 黒川 元(上尾合同)
- 篠原節子(鴻巣)
- 主橋 誠 地区委員(飯能)
- 本間一秀(川口)

● 小委員会分担(○印は招集者)  
〔平和と天皇制問題〕  
○ 柳下 岡村 篠原

〔部落差別問題と人権問題〕  
○ 後藤 柳下 熊谷

〔環境問題〕  
○ 黒川 本間

〔「埼玉の夜明け」編集〕  
○ 浅子 柳下 土橋

● 地区内各教会へ社会活動委員派遣のお願いについて協議

● 今後の委員会予定等  
第一回社会活動委員会と第二回社会委員会  
六月二〇日(日) 十五時～  
大宮教会  
(後日、川口教会に変更)  
シヨートメッセージ  
本間一秀牧師

● 第二回社会活動委員会と第四回川口教会  
八月二二日(日) 十五時～  
社会委員会  
十月十七日(日) 十五時～  
上尾合同教会  
各教会の社会活動報告  
第五回社会委員会  
一月十六日(日) 十五時～  
鴻巣教会

● 社会活動予定  
※八・一五集会について  
八月十五日(日) 十五時～十七時  
(大宮教会)

講師 橋本左内牧師(キリスト者平和の会)

※環境問題アーモンドの集會に合流 九月二三日(木・祝)  
(埼玉和光教会)

※信教の自由と平和を求める二一集会 二月十一日(大宮教会予定)

講師 平山武秀牧師

※「埼玉の夜明け」復刻版第四集の発行



### 編集後記

またしても首相交代。一国の首相がこんなにも次々と交代し賑わしている国はないだろう。

その陰で、憲法改正案の是非を問う手続きを定めた国民投票法が五月十八日に施行された。そこで、「埼玉の夜明け」では、この問題に深く取り組まれている西川重則氏にその現況やこれからの方向性等についてご意見を寄せていただきました。(浅子)